

町税等の延滞金徴収開始のお知らせ

～滞納すると延滞金が加算されます～

令和3年度から賦課される町税等について、納期限まで完納されないときは、その遅延した税額及び日数に応じて、下記の割合で計算した延滞金が加算されます。

対象は、町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料となります。

納期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

《延滞金の割合》

期 間	本則の割合	令和3年中の延滞金特例 基準割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	年 7.3%	2.5%
納期限の翌日から 1か月を経過した日以降	年 14.6%	8.8%

※延滞金の割合（年利）は、本則又は延滞金特例基準割合のいずれか少ない方の基準が適用されます。

延滞金の計算方法

延滞金額 = 滞納金額 × 率 × 延滞日数 ÷ 365 日（うるう年でも 365 日で計算）

- ・計算の基礎となる金額が 2,000 円未満 の場合は延滞金が発生しません。
- ・計算した延滞金が 1,000 円未満 の場合は全額切り捨てとなります。

延滞金の計算例

□税額等 : 固定資産税 1期 153,800 円（計算時は 1,000 円未満切り捨て）

□納期限 : 令和3年5月31日

□納付日 : 令和3年11月30日・・・納期限の翌日から 183 日経過

A) $153,000 \text{ 円} \times 2.5\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 314 \text{ 円}$ -①（納期限後 1 か月を経過する日）

B) $153,000 \text{ 円} \times 8.8\% \times 153 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 5,643 \text{ 円}$ -②（納期限 1 か月を経過した日後）

①+② = 5,957 円 **延滞金は 5,900 円** となります。

【福島町役場 町民課徴収係 Tel 47-4683】